

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号			
手続名	失効した免許の効力復活			根拠条項	第34条第1項但書			
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許を受けていたものから「失効した免許の効力復活」の申請があった場合に審査する。</p> <p>過去実績がないので、審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、直ちに審査基準を策定する予定である。</p>							
	受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間 日	目次
					標準経由期間	日		